

【概要】

2月15日、フック首相は、COVID-19 感染防止に関する政府常務会合を各省庁、地方との間でオンラインにて行った。

COVID-19 感染防止指導委員会からの報告及び各副首相や地方省市の代表からの意見を聴取した後、フック首相は以下の意見を述べた。

1 COVID-19 感染症が、再度市中にて確認され、短期間のうちに推移した。各関係機関、特に保健当局は主体的に対応し、感染防止策を遅滞なく行ってきた。現在までに感染はほとんどの地域において基本的に制圧できた。

2 首相は、国家指導委員会、各省庁、各省市の人民委員会に対し、特に感染が発生している地域において、感染防止の緊急措置に関する首相指示第5号(2021年1月28日付け)を厳格かつ臨機応変に適用することを要求した。感染を制圧することを優先任務とし、断固として感染を広げないこと。迅速なゾーニング、狭い範囲での封鎖、迅速な追跡と、広く迅速な検査という戦略を実践すること。また、感染防止対策を医療面及び社会経済面において効果的に行いながら、ダブル目標達成を確保する。

3 各省・中央直轄都市は以下について緊急に指示を出すこと

(a)各地方の状況に適した具体的な感染防止対策を決定すること。例えば、式典やイベント、人が多く集まる行事で不要不急のものは中止する、学生のオンライン学習もしくは休校の計画を策定する、旧正月の年始訪問を制限する。各省市の人民委員長は、地域の感染防止対策について保健当局に諮問した上で、自主的に措置を決定すること。

(b)「5K」の厳格な実施。特に公共の場においては必ずマスクの着用すること、大勢で集まらないこと、役所、事務所工場、会社、生産拠点、サービス施設などにおける感染防止対策の厳格な実施をすること。

生産活動は停止せず、各生産施設における安全確保について厳格に管理すること。工業団地は、生産活動を行う上で適切な感染防止対策案を策定すること。各関係当局は、感染防止対策についての検査、監査を強化し、違反については厳しく処分をすること。加えて、生産活動に悪影響を与えず、良い環境を整えること。

(c)引続き、感染リスクのある者、感染者及び違法入国者と接触した者を徹底的に洗い出し、迅速な追跡、広い範囲での検査を実施する。ベトナムに入国した外国人専門家に対する再検査を厳格に行う。感染リスクの高い場所(病院、集中隔離施設、封鎖場所等)で勤務する者への検査を実施するために人員を配置する。

(d) 隔離・封鎖区域から市中に感染が拡大しないように、緊密かつ徹底的に管理する。滞在施設における感染予防策を強化し、入国者に対して医療申告の厳格な実施を要求する。

(d) オンラインでの業務遂行や行事開催を促進する。

5 感染が発生している各省市(ハノイ市、ホーチミン市、ハイズオン省など)の人民委員会は、政府、首相、指導委員会、保健省などの指示に基づき感染防止措置を徹底的に実施し、感染を早期に収束させる。

2月16日0時から15日間、ハイズオン省全域にて社会隔離を実施することに同意する。

ハノイ市やホーチミン市人民委員会は、感染リスクの高い、一部地域や道、場所に社会隔離措置を適用することを決定する。

6 保健省への指示

(c) 人々に対して医療申告を実施し、組織、団体、企業の安全基準について評価すること。

(d) 国家及び個人の実費負担により、希望に応じて検査を受検できる可能性について検討すること。

7 教育訓練省は、各地域に対して感染状況に応じてオンライン学習とするか、休校とするかの決定をするように指示をすること。

9 外務省は、在外ベトナム人をベトナムに帰還させる具体的で厳格な措置を策定すること。

12 外国からのワクチン購入について、首相は保健省がワクチン購入方針を策定することに同意するとともに、同方針では、ワクチンの種類、供給者、人口割合に基づく接種対象者、財源などをはっきりさせること、関係当局にも報告した上で、国民に対して2021年第一四半期に接種できるよう早期決定すること、国内ワクチンの研究・生産を推進し、環境を整えることを求めた。